

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2019年11月27日提出
【発行者名】	あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 英治
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【事務連絡者氏名】	橋本 美紀
【電話番号】	03-6230-9062
【届出の対象とした募集（売出）内 国投資信託受益証券に係るファンド の名称】	米国・シェールMLP・高配当株ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内 国投資信託受益証券の金額】	1,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

米国・シェールMLP・高配当株ファンド（以下「ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
- ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

1,000億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問合せください。

（５）【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問合せください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.85%（税抜3.5%）が上限となっております。
- ・「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、無手数料とします。詳細につきましては、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問合せください。

（６）【申込単位】

販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問合せください。

（７）【申込期間】

2019年11月28日から2020年5月27日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問合せください。

委託会社の照会先

<あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社 お客様デスク>

電話番号：03-6230-9011

受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時

ホームページアドレス：www.igam.co.jp/

（９）【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

主に米国の金融商品取引所に上場している株式（優先株式を含みます。）、MLP（マスター・リミテッド・パートナーシップ）および不動産投資信託を含む投資信託証券に実質的に投資を行うことにより、安定的な収益の確保および信託財産の中長期的な成長を目指します。

ファンドの基本的性格

1）商品分類

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型		不動産投信
	内外	その他資産
		()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル		あり
一般	年2回	(日本を含む)		()
大型株	年4回	日本	ファミリー	なし
中小型株	年6回	北米	ファンド	
債券	(隔月)	欧州		
一般	年12回	アジア		
公債	(毎月)	オセアニア		
社債	日々	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	
その他債券	その他	アフリカ		
クレジット	()	中近東		
属性		(中東)		
()		エマージング		
不動産投信				
その他資産				
(投資信託証券				
(資産複合(株				
式、不動産投信、				
その他資産)資産				
配分変更型))				
資産複合				
()				
資産配分				
固定型				
資産配分				
変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記商品分類表および属性区分表に係る用語の定義は以下の通りです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でもご覧いただけます。

< 商品分類の定義 >

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- （３）内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

３．投資対象資産による区分

- （１）株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （２）債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （３）不動産投信（リート）：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （４）その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記（１）から（３）に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- （５）資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記（１）から（４）に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

４．独立した区分

- （１）MMF（マネー・マネージメント・ファンド）：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- （２）MRF（マネー・リザーブ・ファンド）：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- （３）ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第１号及び第２号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第９条の４の２に規定する上場証券投資信託をいう。

<補足として使用する商品分類>

- （１）インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- （２）特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外的小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分の定義>

１．投資対象資産による属性区分

（１）株式

一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

（２）債券

一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。

社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

（３）不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

（４）その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

（５）資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

２．決算頻度による属性区分

年１回：目論見書又は投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいう。

年２回：目論見書又は投資信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいう。

年４回：目論見書又は投資信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいう。

年６回（隔月）：目論見書又は投資信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいう。

年12回（毎月）：目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。

日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3．投資対象地域による属性区分（重複使用可能）

グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中近東（中東）：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4．投資形態による属性区分

ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。

ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5．為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6．インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

日経225

TOPIX

その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7．特殊型

ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動（一定倍の連動若しくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいう。

条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

ロング・ショート型／絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記 から に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

ファンドの特色

1 米国の金融商品取引所に上場している高配当株等に投資を行います。

- 主に米国の金融商品取引所に上場している株式（優先株式を含みます。）、MLP（マスター・リミテッド・パートナーシップ）および不動産投資信託を含む投資信託証券に実質的に投資します。
- 主に配当利回りに着目し、相対的に配当利回りの高い銘柄を中心に投資します。
- 各銘柄の配当の継続性、配当の成長性、財務の健全性、株価の水準等に着目してポートフォリオを構築します。
- 投資対象とする各資産クラス間の投資比率に目標は設けません。ただし、MLP（マスター・リミテッド・パートナーシップ）への投資比率は50%以内とします。

「MLP」とは

マスター・リミテッド・パートナーシップ（Master Limited Partnership）の略称。
米国で行われる共同投資事業形態の1つで、米国の金融商品取引所で取引されています。
MLPの多くは、エネルギー・天然資源に関する事業を行っています。

2 ファンド・オブ・ファンズ形式で運用します。

- 国内籍投資信託「LM・アメリカ高配当株ファンド（毎月分配型）（適格機関投資家専用）」
委託会社：レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
※「LM・アメリカ高配当株ファンド（毎月分配型）（適格機関投資家専用）」を主要投資対象とし、高位組入れを維持することを基本とします。
※レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社は、上記主要投資対象ファンドが投資するマザーファンドの運用の指図に関する権限を、「クリアブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー」に委託します。

レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の概要

- 米国メリーランド州に本社を置き、世界の中央銀行、国際機関、年金基金などの法人を顧客とし、また、銀行、証券会社、保険会社等を通じて広範な運用サービスを提供している、レッグ・メイソン・インク傘下の資産運用会社です。
- レッグ・メイソン・グループ全体としての運用資産残高は、約 7,802 億米ドル。（約 84 兆円）。*

クリアブリッジ・インベストメンツ・エルエルシーの概要

- 米国ニューヨーク州に本社を置き、主として米国株式全般の運用を専門に行う、レッグ・メイソン・グループ傘下の運用会社です。
 - 経験豊富なポートフォリオ・マネージャーが、MLP、REIT、転換社債を含む米国株式全般を投資対象とした多様な投資戦略に基づき運用を行っています。
 - 機関投資家向け、個人投資家向けを合わせた運用資産総額は、約 1,464 億米ドル（約 16 兆円*）。
- *2019年6月末現在。米ドルの円貨換算は、2019年6月末現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=107.79円）によります。

- 国内籍投資信託「ユナイテッド日本債券ベビーファンド（適格機関投資家向け）」
委託会社：あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社

3 原則として、外貨建資産の為替ヘッジは行いません。

実質的に投資する外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。したがって、当ファンドの基準価額および分配金は、円と米ドルの為替相場の変動の影響を受けます。

■ 主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 株式への直接投資は行いません。
- デリバティブ取引の直接利用は行いません。
- 外貨建資産への直接投資は行いません。
- 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

■ 分配方針

年4回（毎年2月、5月、8月および11月の各27日（休業日の場合は翌営業日））の決算時に、以下の方針に基づいて収益の分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準・市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配を行わないこともあります。
- 収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき運用を行います。

※運用状況により分配金額は変動します。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

市場動向および資金動向などにより、上記のような運用ができない場合があります。

信託金限度額

- ・1,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

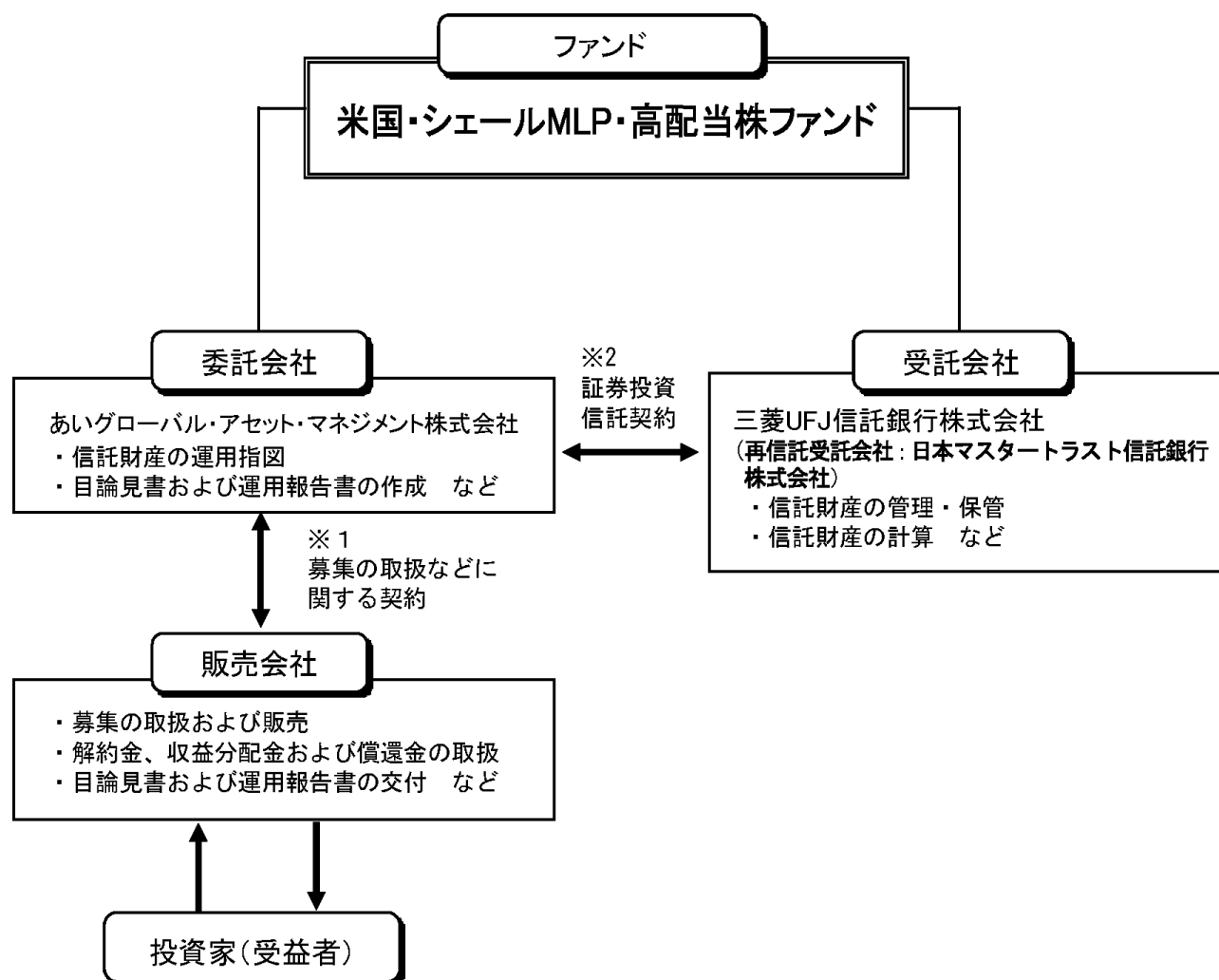
(2) 【ファンドの沿革】

2013年9月3日

- ・ファンドの信託契約締結、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

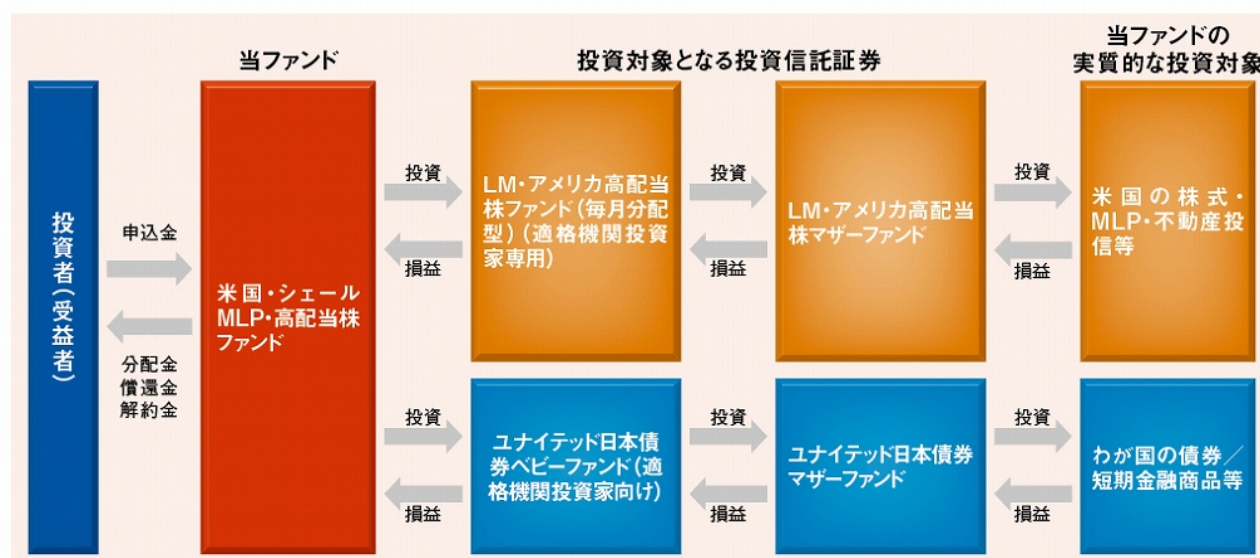
ファンドの仕組み



- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

<ファンド・オブ・ファンズの仕組み>

- 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。
- ファンド・オブ・ファンズ形式とは、ファンドの信託財産を主に他のファンドに投資する仕組みで、一般社団法人投資信託協会の定める商品分類において、「主として投資信託証券に投資するもの」をいいます。



委託会社の概況（2019年8月末現在）

1) 資本金

3億3,000万円

2) 沿革

- 1999年9月17日 : 米ユナイテッド・アセット・マネジメント・コーポレーションの子会社としてユナイテッド投信株式会社を設立
- 1999年10月26日 : 証券投資信託委託業の認可取得
- 2000年10月6日 : オールド・ミューチュアル（U.S.）・ホールディングス・インクの子会社となる
- 2004年1月20日 : 投資顧問会社として登録
- 2005年3月30日 : 日本アジアホールディングス株式会社の子会社となる
- 2005年10月31日 : 投資一任業務に係る認可を取得、ユーエイエムジャパンインクから営業を譲り受けるとともに、会社名をユナイテッド投信投資顧問株式会社に変更
- 2007年9月30日 : 金融商品取引業者として登録
- 2013年7月13日 : 会社名をユナイテッド投信投資顧問株式会社から日本アジア・アセット・マネジメント株式会社に変更
- 2015年7月1日 : 日本アジア証券株式会社の100%子会社となる
- 2017年2月1日 : 日本アジアファイナンシャルサービス株式会社の100%子会社となる
- 2018年5月31日 : iホールディングス株式会社及びあい証券株式会社の100%子会社となる
- 2018年10月1日 : 会社名を日本アジア・アセット・マネジメント株式会社からあいグローバル・アセット・マネジメント株式会社に変更

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
iホールディングス株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	4,368株	60%
あい証券株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	2,912株	40%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

この投資信託は、投資信託証券への投資を通じて、主に米国の金融商品取引所に上場している株式（優先株式を含みます。）、MLP（マスター・リミテッド・パートナーシップ）および不動産投資信託を含む投資信託証券に投資を行うことにより、安定的な収益の確保および信託財産の中長期的な成長を目指します。

LM・アメリカ高配当株ファンド（毎月分配型）（適格機関投資家専用）を主要投資対象とします。

LM・アメリカ高配当株ファンド（毎月分配型）（適格機関投資家専用）の組入比率は、原則として高位を維持します。

実質的に投資する外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。

市場動向や資金動向等に急激な変化が生じたとき、ならびにこの投資信託の残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき、もしくはやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

この投資信託は、主として有価証券に投資する投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。））ならびに投資法人および外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権

- 2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

有価証券および金融商品の指図範囲等

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、証券投資信託「LM・アメリカ高配当株ファンド（毎月分配型）（適格機関投資家専用）」および証券投資信託である「ユナイテッド日本債券ベビーファンド（適格機関投資家向け）」（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。以下「投資信託証券」といいます。）のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限りします。

- 1．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および、社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
- 2．コマーシャル・ペーパー
- 3．外国または外国の者の発行する証券または証書で、2．の証券の性質を有するもの
- 4．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）

なお、第1号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。

前記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等および委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形

投資対象とする投資信託証券の概要

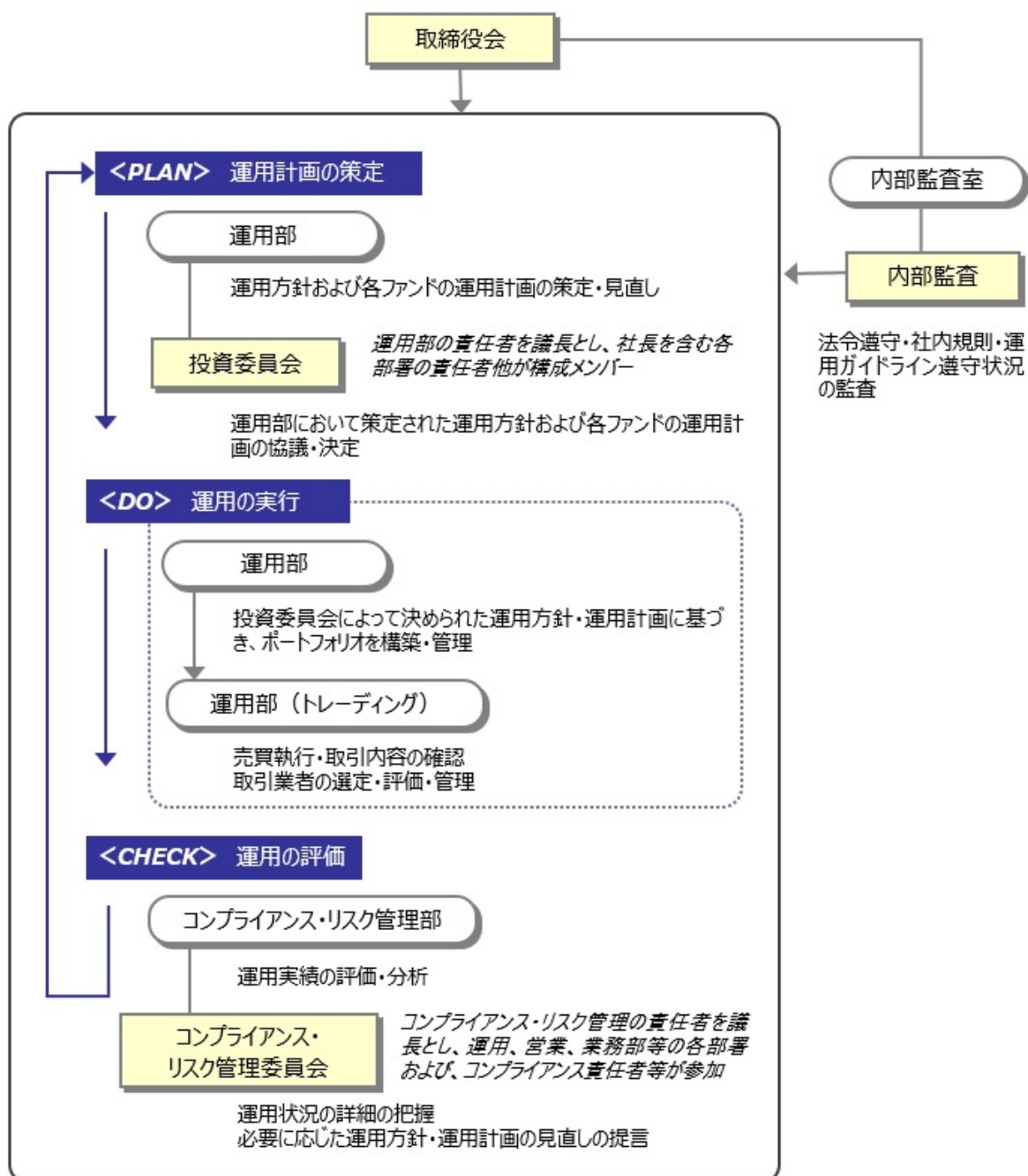
フ ァ ン ド 名	LM・アメリカ高配当株ファンド（毎月分配型）（適格機関投資家専用）
主 要 投 資 対 象	LM・アメリカ高配当株マザーファンド* *クリアブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー（在米国）に、運用の指図に関する権限を委託しています。
運用の基本方針	マザーファンドを通じて、主に米国の金融商品取引所に上場している株式（優先株式を含みます）、MLP（マスター・リミテッド・パートナーシップ）および不動産投資信託を含む投資信託証券に投資を行うことにより、配当収入の確保と信託財産の長期的成長を目指します。
投資方針・特色	① マザーファンドにおいては、配当収入の確保と信託財産の長期的な成長を目指します。 ② マザーファンドの組入比率は、原則として高位を維持します。 ③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ④ 市場動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
信 託 報 酬	① 信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.6380%（税抜年 0.58%）の率を乗じて得た額とします。なお、クリアブリッジ・インベストメンツ・エルエルシーの報酬は、委託会社が収受する委託者報酬から支払われます。 ② 上記信託報酬のほか、信託事務の諸費用およびその他の諸費用（監査費用、受益権の管理および税務事務等の費用。純資産総額の0.05%を上限）をファンドから支払います。
委 託 会 社	レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

フ ァ ン ド 名	ユナイテッド日本債券ベビーファンド（適格機関投資家向け）
主 要 投 資 対 象	ユナイテッド日本債券マザーファンド
投資方針・特色	① 信託財産の長期成長を目指して、積極的な運用を行います。 ② マザーファンドへの投資を通じて、主として、わが国の債券に投資します。 ③ わが国のファンダメンタルズ、金利動向などの分析・評価に基づき、デュレーションをアクティブに変更し、収益の獲得を目指します。 ④ AA格以上の格付を有する債券を中心に投資適格債券に投資し、信用リスクの低減を図ります。 ⑤ 市場動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
信 託 報 酬	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.220%（税抜年 0.200%）の率を乗じて得た額とします。
委 託 会 社	あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社

上記は、有価証券届出書提出日現在の内容であり、今後変更となる場合があります。

(3) 【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下のとおりです。



委員会名または部署名	役割
投資委員会 （原則月1回開催）	当社または再委託先が行う運用について、運用計画の見直しの要否、運用の継続の可否および運用上必要な措置等を決定するとともに、資産運用リスク管理上必要な事項等の決定を行います。
コンプライアンス・ リスク管理委員会 （原則月1回開催）	当社または再委託先が行う運用が信託約款に準拠して行われるとともに、投資判断の妥当性が確保され、合理的な運用成果が得られているか等の検証を行い、運用計画の見直しの要否、運用の継続の可否および運用上必要な措置について投資委員会に報告または勧告を行います。
運用部 （トレーディング） （2名程度）	投資委員会で協議・決定された投資戦略に基づいて、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画書に基づいて、運用の指図を行います。 有価証券等（余剰資金を含む）の発注に関し、法令諸規則等に基づいて最良執行に努めています。また、売買の結果について最良執行の観点からの検証・分析ならびに業者選定を行います。
内部監査室 （1名程度）	法令、社内規則および運用ガイドライン等の遵守状況の内部監査を行います。
業務部 （4名程度）	商品企画関連業務、投資信託財産の計理および管理に関する業務、また当社の運用するファンドに関する情報開示（レポートイング）を行います。
コンプライアンス・ リスク管理部 （4名程度）	法令諸規則等の遵守体制の整備ならびに管理を行い、各部署に定期的な指導を行います。また、当社の運用するファンドについて、運用実績の評価・分析およびリスク管理面からのモニタリングを行います。

・社内規程

委託会社では、社内規程でファンドの運用に当たって遵守すべき事項等を定めているほか、「利益相反管理規程」、「ポートフォリオの設定・管理と発注に関するマニュアル」等の規程及びマニュアルを定め、法令遵守の徹底ならびにインサイダー取引および利益相反取引の防止に努めています。また、「資産運用リスク管理規程」において、運用に関するリスク管理方針を定め、運用部から独立したコンプライアンス・リスク管理部が、運用の指図および運用状況について、運用の基本方針や法令諸規則等に照らして適切かどうかのモニタリング・検証を行っています。

なお、当社が第三者へ運用の指図権限を委託する場合には、「投資運用業に係る業務の第三者への委託等に関する規程」に従い、事前チェックおよび定期モニタリング等を実施しています。

・ファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

ファンドの受託会社（信託銀行（再信託受託会社を含みます。））については、受託会社が特定の信託銀行に偏ることを避け、信託銀行間の競争を通じた適切な受託サービス水準の確保と適切な受託者報酬水準の維持に努めております。

また、受託会社に対しては、日々の基準価額および純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。発注先業者については、受益者および顧客の利益を最優先としたトレーディング業務を遂行するため、定められた事項（信用リスク、取引執行能力、事務取扱能力、手数料率および情報提供力）に基づき評価した上で選定・採用しています。

また、原則として6ヶ月毎に、上記事項に基づき発注先業者を評価しています。

上記の運用体制は、有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

（４）【分配方針】

収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

１）分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

２）分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向などを勘案して決定します。ただし、分配を行わないこともあります。

３）留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

収益分配金の支払い

<分配金再投資コース>

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

<分配金受取コース>

毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行われます。

（５）【投資制限】

約款に定める投資制限

１）投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

２）株式への直接投資は行いません。

３）デリバティブ取引の直接利用は行いません。

４）外貨建資産への直接投資は行いません。

５）同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

６）資金の借入れ

１．委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに運用の安定に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

２．前記１．の資金借入額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

イ）一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取の確定している資金の額の範囲内

ロ）再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

ハ）借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内

３．一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とします。

４．再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

５．借入金の利息は信託財産中から支弁します。

７）同一銘柄の投資信託証券への投資は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがガルクスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

８）一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3【投資リスク】

（１）ファンドのリスク

委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。また、投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行などの登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。

< 基準価額の主な変動要因 >

- ・ 当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある有価証券などに実質的に投資しますので、当ファンドの基準価額は変動します。また、外貨建資産に実質的に投資しますので、為替相場の変動などの影響も受けます。
- ・ したがって、受益者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- ・ 信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
- ・ 投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドおよび当ファンドが投資する投資信託証券の基準価額の変動要因の主なものは、以下の通りです。

株価変動リスク（株価が下がると、基準価額が下がるリスク）

一般的に株式市場が下落した場合には、当ファンドの実質的な投資対象である株式の価格は下落、結果として、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。また、当ファンドが実質的に投資している企業が業績悪化や倒産等に陥った場合、当該企業の株式の価格が大きく下落し、当ファンドの基準価額により大きな影響を及ぼします。

MLPの価格変動リスク（MLPの価格が下がると、基準価額が下がるリスク）

当ファンドが実質的に投資しているMLP（マスター・リミテッド・パートナーシップ）の多くは、エネルギー、天然資源に関わる事業を主な投資対象とするため、事業を取り巻く環境やエネルギー市況の変化、金利変動等の影響を受け価格が変動します。これらの影響により、当ファンドが実質的に投資しているMLPの価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

不動産投資信託の価格変動リスク（不動産投資信託の価格が下がると、基準価額が下がるリスク）

不動産投資信託の価格は、保有する不動産等の市場価値の低下および賃貸収入等の減少により下落することがあります。また、不動産市況、金利環境、関連法制度の変更等の影響を受けることがあります。これらの影響により、当ファンドが実質的に投資している不動産投資信託の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

為替変動リスク（円高になると、基準価額が下がるリスク）

一般的に外国為替相場が円高となった場合には、実質的に保有する外貨建資産に為替差損（円換算した評価額が減少すること）が発生することにより、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

（ご注意）以上は、基準価額の主な変動要因であり、変動要因はこれに限られるものではありません。

< その他の留意点 >

ファンド運営上のリスク

（Ａ）取得申込の受付の中止・取消、解約の受付の中止

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得のお申込の受付を中止することがあり、また、既に受付けた取得のお申込の受付を取消す場合があります。また、同様の理由により、ご解約のお申込の受付を中止する場合があります。

（Ｂ）信託の途中終了

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合、この信託が主要投資対象とする投資信託受益証券が存続しないこととなる場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のために有利と認める場合、もしくはその他やむを得ない事情等が発生したときは、信託期間の途中でも信託を終了し繰上償還させる場合があります。

（Ｃ）MLPに適用される法律または税制

ファンドの実質的な投資対象であるLM・アメリカ高配当株マザーファンドが収受するMLPの配当金の受取時に、米国における連邦税として、原則、配当金の21%を上限とした源泉徴収が行われます。その後、通常、年に1度、米国において税務申告を行うことにより、MLPへの投資を通じて得られる収益等に対する連邦税（所得税および支店利益税）の課税額が確定し、源泉徴収された額との調整が行われます。

2017年12月の米国の税制改正により、MLPの売却時に売却代金に対して源泉徴収が行われることが決定されましたが、2019年6月末現在、詳細は公表されておりません。売却時に源泉徴収が行われる場合には、上記の配当金に対する源泉徴収と同様、税務申告で確定した課税額との調整が行われる見込です。

税務申告時に確定した連邦税の課税額が、配当金受取時の源泉税額より小さくなった場合は源泉税の還付を申請し、源泉税額より大きくなった場合は追加納税を行います。また、連邦税のほかにMLPが事業を行う州において州税の課税対象となります。

税務申告に伴う還付や納税に備えて、原則、引当額を計上する計理処理を行います。ただし、計上した引当額が、税務申告時に確定した税額と異なることがあります。

上記の税金の支払い、還付および計理処理により、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

上記記載は、2019年6月末現在、委託会社が確認できる情報に基づいたものであり、MLPに適用される税制等の変更に伴い変更される場合があります。

販売会社、受託会社等関係法人に関する留意点

（Ａ）販売会社

委託会社と販売会社は、ファンドの受益権の募集等について、契約を締結しており、受益者の購入資金は、販売会社を通じて、ファンドに振り込まれますので、当該ファンドに着金するまでは、委託会社および受託会社において責任を負いません。また、収益分配金、一部解約金、償還金の支払いについても、販売会社へ支払った後の受益者への支払いについては、委託会社および受託会社は責任を負いません。委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売（お申込代金の預かり等を含みます。）について、それぞれの責任を負い、互いに他についての責任を負いません。

（Ｂ）受託会社

委託会社と受託会社は、ファンドの信託契約を締結しており、収益分配金、一部解約金、償還金の支払いは、委託会社の指示により、ファンドから販売会社の指定口座に支払われます。ファンドから、販売会社の指定口座への支払いをした後は、受託会社は、当該収益分配金、一部解約金、償還金についての責任を負いません。

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社が辞任した後、またはその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があり裁判所が受託会社を解任した後、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託を終了させます。

収益分配に係る留意点

ファンドの収益分配金は、収益分配方針に基づいて、委託会社が決定します。委託会社の判断により、基準価額の水準、市場動向等、分配対象収益の水準によって分配を行わない場合があります。

（２）リスク管理体制

- ・運用リスク管理および運用ガイドラインなどの遵守状況のモニタリング、運用状況の分析・評価に関しては、運用部から独立したコンプライアンス・リスク管理部が行っています。
- ・コンプライアンス・リスク管理部は、運用上必要な措置等についてコンプライアンス・リスク委員会へ報告し、コンプライアンス・リスク委員会は、必要に応じ投資委員会へ勧告を行います。これらの部署および委員会は、適切な運用・リスク管理体制が維持されるように努めています。
- ・資産運用リスク管理について：

市場リスク、信用リスク、取引先リスク、流動性リスク等を対象とします。

担当部署である運用部が日々リスクの管理を行い、統括部署であるコンプライアンス・リスク管理部に報告します。統括部署は、リスク分析・評価およびリスクへの対応状況を検証し、原則として月に一度

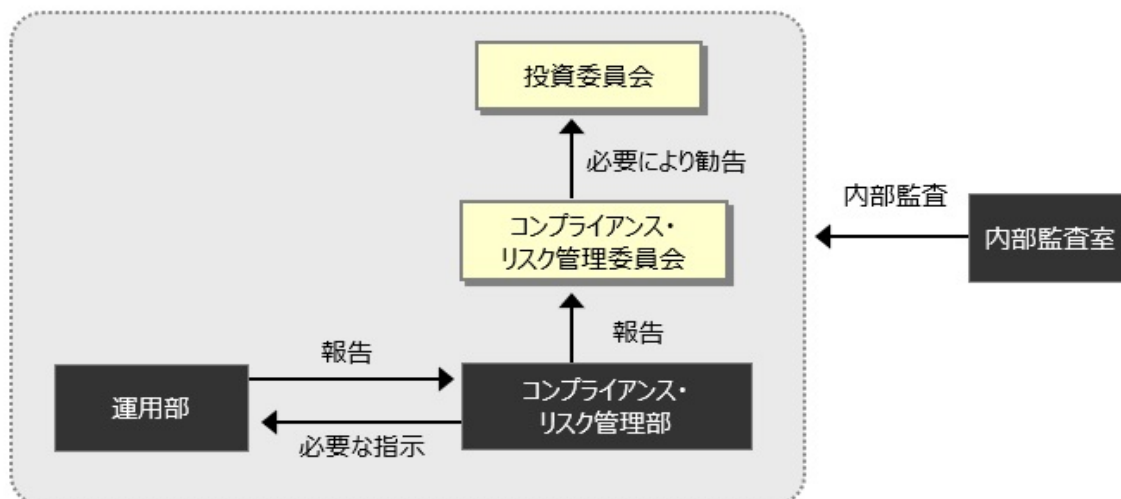
開催される投資委員会で内容を報告します。同委員会は、この報告に基づき必要な協議・決議を行います。また、想定外のリスクが顕在化した場合には、その都度速やかに対応します。

・その他のリスク管理について：

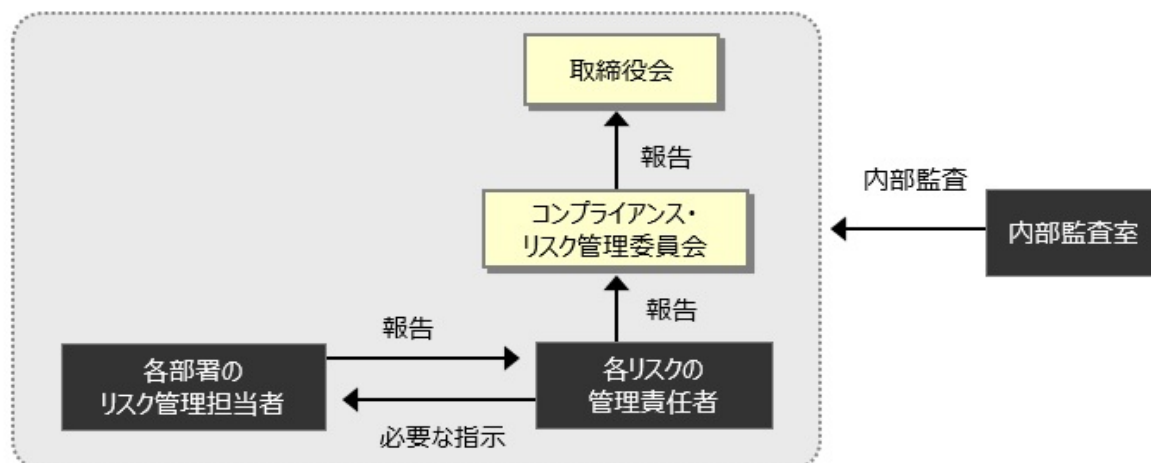
事務リスク、システムリスク、コンプライアンス・リスク等を対象とします。

各部のリスク管理担当者がリスクの管理を行い、各リスクのリスク管理責任者である部の責任者へ定期的に内容を報告します。リスク管理責任者は、原則として月に一度開催されるコンプライアンス・リスク管理委員会で報告します。同委員会は、この報告に基づき必要な協議・決議を行います。また、想定外のリスクが顕在化した場合には、その都度速やかに対応します。対応策等、必要な措置を含め検討結果を取締役に報告します。

資産運用リスクの管理



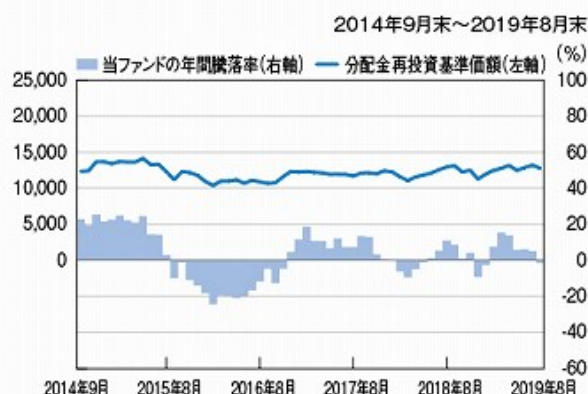
その他のリスクの管理



上記体制は有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※ 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。

※ 年間騰落率は、2014年9月から2019年8月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※ 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

各資産クラスの指数

日本株…東証株価指数(TOPIX) (配当込み)
先進国株…MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
新興国株…MSCI エマージング・マーケット・インデックス
(配当込み、円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

日本国債…NOMURA-BPI 国債
先進国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・
マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

● 代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに当社が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

東証株価指数(TOPIX) (配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIX に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

東証株価指数(TOPIX) (配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIX に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

NOMURA-BPI 国債

NOMURA-BPI 国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI 国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

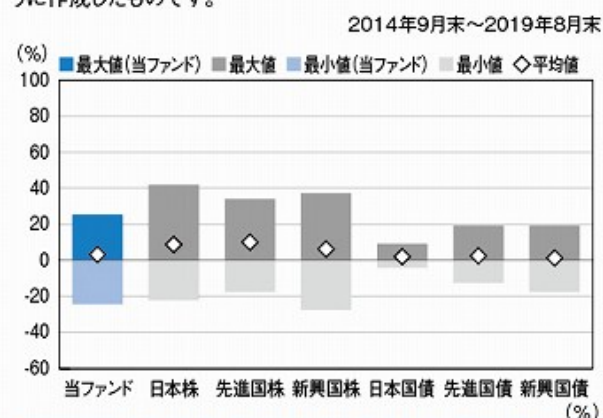
FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	25.4	41.9	34.1	37.2	9.3	19.3	19.3
最小値	△24.2	△22.0	△17.5	△27.4	△4.0	△12.3	△17.4
平均値	3.3	8.8	10.1	6.3	2.1	2.5	1.3

※ 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
※ 2014年9月から2019年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
※ 決算日に対応した数値とは異なります。
※ 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問合せください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.85%（税抜3.5%）が上限となっております。
- ・申込手数料の額（１口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・＜分配金再投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。

申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

（２）【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬率（年率）＜純資産総額に対し＞	
当ファンド	1.2540%（税抜1.140%）
投資対象とする投資信託証券	0.6171%（税抜0.561%）程度
実質的負担	1.8711%（税抜1.701%）程度

- ・当ファンドの信託報酬は、計算期間を通じて毎日計上され、信託財産の純資産総額に対し年1.2540%（税抜1.140%）の率を乗じて得た額とします。

当ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等を加味して、投資者が実質的に負担する信託報酬について算出したものです。

投資対象とする投資信託証券の信託報酬の詳細については、「第１ファンドの状況 - 2 投資方針 - （２）投資対象」 - 「投資対象とする投資信託証券の概要」をご覧ください。

信託報酬の配分

当ファンドの信託報酬の配分は、以下の通りとします。

信託報酬率（年率）			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
1.14%	0.55%	0.55%	0.04%

役務の内容	
委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

（４）【その他の手数料等】

当ファンドの組入有価証券の売買に係る売買委託手数料等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受益者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、受益者の負担とし、当ファンドの計算期間を通じて毎日、当該計算期間の日数で除して計算し、毎計算期間末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに信託財産中から支払われます。

以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は受益者の負担とし、信託財産から支払います。なお、委託会社は、以下の諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支払いを信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支払いを受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付すことができます。この場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、かかる上限額を定期的に見直すことができます。

- １）この信託の計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳票管理、法定報告等）に係る費用
- ２）振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用
- ３）有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用
- ４）目論見書等（訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
- ５）信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
- ６）運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
- ７）この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
- ８）格付の取得に要する費用
- ９）この信託の法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

なお、投資対象の投資信託証券においても同様の費用がかかり、当該投資信託証券の信託財産から支払われます。

監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。

上記その他の手数料等は、運用の状況等により異なるため、料率、上限率等をあらかじめ表示することができません。

受益者が負担する手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なるため、あらかじめ表示することができません。

上記手数料等については、販売会社または委託会社までお問合せください。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

個人受益者の場合

１）収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行われます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

２）解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）^{*}については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行われます。

^{*} 解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度（「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」）をご利用の場合、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

法人受益者の場合

１）収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行われます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

２）益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問合せください。

個別元本

１）各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

２）受益者が同一ファンドを複数回お申込の場合、１口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込の場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合せください。

普通分配金と元本払戻金（特別分配金）

１）収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

２）受益者が収益分配金を受取る際

イ）収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ）収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した金額が普通分配金となります。

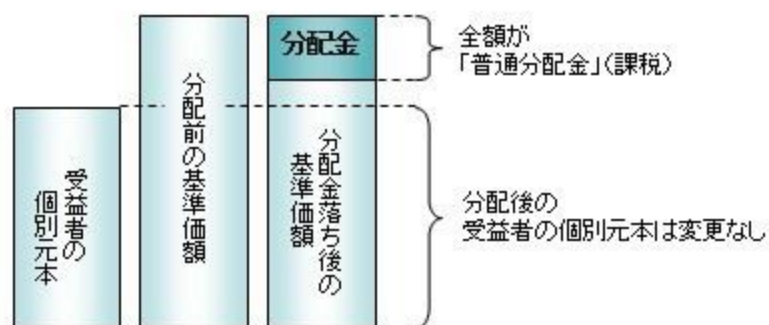
ハ）収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

外国税額控除

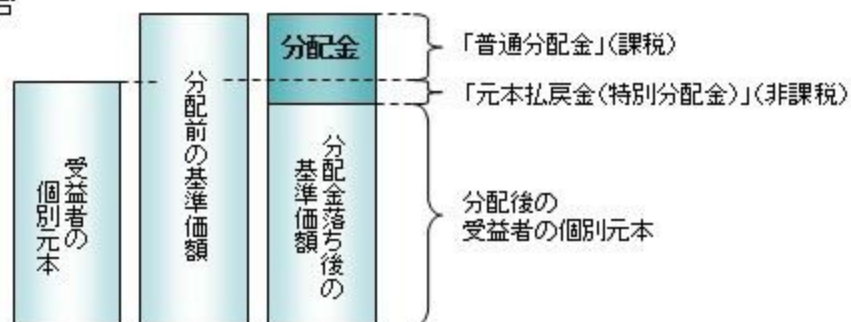
2020年1月1日以降の分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



上記は有価証券届出書提出日現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下の運用状況は2019年8月30日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	1,197,072,195	99.45
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	-	6,643,528	0.55
合計(純資産総額)		1,203,715,723	100.00

(注) 国・地域は、発行者が法的に登録されている国の、または登録が行われていない場合は法的な所在地のある国を表します。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託 受益証券	L M・アメリカ高配当株ファンド(毎月分配型)(適格機関投資家専用)	1,405,225,274	0.8076	1,134,859,931	0.8274	1,162,683,391	96.59
日本	投資信託 受益証券	ユナイテッド日本債券ベビーファンド(適格機関投資家向け)	32,914,246	1.0444	34,375,638	1.0448	34,388,804	2.86

(注) 国・地域は、発行者が法的に登録されている国の、または登録が行われていない場合は法的な所在地のある国を表します。

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	99.45
合 計	99.45

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1特定期間末 (2014年2月27日)	4,162	4,286	1.0121	1.0421
第2特定期間末 (2014年8月27日)	4,169	4,290	1.0355	1.0655
第3特定期間末 (2015年2月27日)	5,362	5,670	1.0470	1.1070
第4特定期間末 (2015年8月27日)	4,501	4,527	0.8510	0.8560
第5特定期間末 (2016年2月29日)	2,330	2,346	0.7350	0.7400
第6特定期間末 (2016年8月29日)	1,939	1,952	0.7498	0.7548
第7特定期間末 (2017年2月27日)	1,878	1,889	0.8493	0.8543
第8特定期間末 (2017年8月28日)	1,452	1,462	0.7853	0.7903
第9特定期間末 (2018年2月27日)	1,325	1,334	0.7847	0.7897
第10特定期間末 (2018年8月27日)	1,397	1,405	0.8645	0.8695
第11特定期間末 (2019年2月27日)	1,251	1,259	0.8182	0.8232
第12特定期間末 (2019年8月27日)	1,176	1,183	0.8092	0.8142
2018年8月末日	1,391	-	0.8610	-
9月末日	1,383	-	0.8726	-
10月末日	1,283	-	0.8143	-
11月末日	1,294	-	0.8264	-
12月末日	1,155	-	0.7454	-
2019年1月末日	1,217	-	0.7896	-
2月末日	1,253	-	0.8192	-
3月末日	1,265	-	0.8379	-
4月末日	1,297	-	0.8643	-
5月末日	1,215	-	0.8147	-
6月末日	1,250	-	0.8391	-
7月末日	1,269	-	0.8624	-
8月末日	1,203	-	0.8282	-

(注) 分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第1特定期間	2013年9月3日～2014年2月27日	0.0900
第2特定期間	2014年2月28日～2014年8月27日	0.0600
第3特定期間	2014年8月28日～2015年2月27日	0.1400
第4特定期間	2015年2月28日～2015年8月27日	0.0650
第5特定期間	2015年8月28日～2016年2月29日	0.0100
第6特定期間	2016年3月1日～2016年8月29日	0.0100
第7特定期間	2016年8月30日～2017年2月27日	0.0100
第8特定期間	2017年2月28日～2017年8月28日	0.0100
第9特定期間	2017年8月29日～2018年2月27日	0.0100
第10特定期間	2018年2月28日～2018年8月27日	0.0100
第11特定期間	2018年8月28日～2019年2月27日	0.0100
第12特定期間	2019年2月28日～2019年8月27日	0.0100

【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第1特定期間	2013年9月3日～2014年2月27日	10.21
第2特定期間	2014年2月28日～2014年8月27日	8.24
第3特定期間	2014年8月28日～2015年2月27日	14.63
第4特定期間	2015年2月28日～2015年8月27日	12.51
第5特定期間	2015年8月28日～2016年2月29日	12.46
第6特定期間	2016年3月1日～2016年8月29日	3.37
第7特定期間	2016年8月30日～2017年2月27日	14.60
第8特定期間	2017年2月28日～2017年8月28日	6.36
第9特定期間	2017年8月29日～2018年2月27日	1.20
第10特定期間	2018年2月28日～2018年8月27日	11.44
第11特定期間	2018年8月28日～2019年2月27日	4.20
第12特定期間	2019年2月28日～2019年8月27日	0.12

（注）各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額(分配落ち)に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4)【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第1特定期間	2013年9月3日～2014年2月27日	4,565,302,822	452,006,342
第2特定期間	2014年2月28日～2014年8月27日	1,648,998,172	1,735,785,456
第3特定期間	2014年8月28日～2015年2月27日	3,109,805,552	2,014,287,091
第4特定期間	2015年2月28日～2015年8月27日	1,710,174,996	1,543,058,924
第5特定期間	2015年8月28日～2016年2月29日	171,341,602	2,289,815,314
第6特定期間	2016年3月1日～2016年8月29日	42,838,945	627,436,195
第7特定期間	2016年8月30日～2017年2月27日	88,950,034	463,724,042
第8特定期間	2017年2月28日～2017年8月28日	1,421,469	362,615,034
第9特定期間	2017年8月29日～2018年2月27日	1,158,437	161,786,375
第10特定期間	2018年2月28日～2018年8月27日	809,053	73,499,839
第11特定期間	2018年8月28日～2019年2月27日	779,780	87,680,730
第12特定期間	2019年2月28日～2019年8月27日	978,952	77,551,152

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

運用実績

データ基準日：2019年8月30日現在

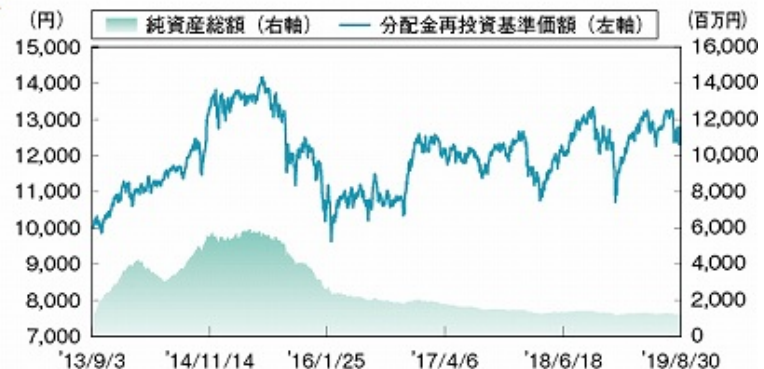
基準価額・純資産総額の推移

基準価額	8,282 円
純資産総額	1,204 百万円

分配の推移

決算期	分配金
第20期(2018年 8月27日)	50 円
第21期(2018年 11月27日)	50 円
第22期(2019年 2月27日)	50 円
第23期(2019年 5月27日)	50 円
第24期(2019年 8月27日)	50 円
設定来累計	4,350 円

※分配金は、1万口当たり、税引き前の金額です。



※分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものと仮定して算出しております。

主要な資産の状況

ファンドの内訳	比率
LM・アメリカ高配当株ファンド(毎月分配型)(適格機関投資家専用)	96.6%
ユナイテッド日本債券ベビーファンド(適格機関投資家向け)	2.9%
現金等	0.6%
合計	100.0%

※四捨五入の影響により比率の合計は一致しない場合があります。

▶「LM・アメリカ高配当株ファンド(毎月分配型)(適格機関投資家専用)」の運用状況

ファンドの状況	証券種別比率	＜株式等＞の業種別比率
銘柄数	エネルギー 15.0% MLP 15.0% リート 15.7% 株式等 69.3%	情報技術 19.2% エネルギー 8.9% 資本財・サービス 8.0% ヘルスケア 7.3% 金融 6.9% 公益事業 5.6% 生活必需品 5.2% コミュニケーション・サービス 5.0% 素材 2.9% 一般消費財・サービス 0.4%
銘柄組入比率		
92.0%		
現金等比率		
8.0%		
予想平均配当利回り		
4.5%		
※株式等には優先株式および、エネルギーMLP以外のパートナーシップやLLC等を含みます。リートは優先リートを含みます。 ※比率はポートフォリオに対する比率です。内訳は小数第2位を四捨五入しているため合計が100%にならない場合があります。		

▶「ユナイテッド日本債券ベビーファンド(適格機関投資家向け)」の運用状況

組入上位銘柄	銘柄名	比率
	第127回利付国債(20年) 2031年3月償還	34.2%
	第145回利付国債(20年) 2033年6月償還	17.2%
	第130回利付国債(20年) 2031年9月償還	17.0%
	第87回利付国債(20年) 2026年3月償還	16.1%
	第319回利付国債(10年) 2021年12月償還	14.2%

※比率は「ユナイテッド日本債券マザーファンド」の純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※当ファンドにはベンチマークはありません。ファンドの収益率は税引前分配金を再投資したものと仮定して算出しております。2013年は設定日(9月3日)から12月末までの収益率です。2019年は8月末までの収益率です。

ファンドの過去の運用実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。最新の運用状況は、表紙に記載する委託会社のホームページでご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）申込方法

販売会社所定の方法でお申込ください。

（2）コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取コース＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜分配金再投資コース＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜分配金受取コース＞

収益分配金を再投資せず、その都度受取るコースです。

（3）申込の受付

販売会社の営業日に受付けます。

（4）取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱となります。

（5）取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問合せください。

- ニューヨークの銀行休業日
- ニューヨーク取引所の休業日

（6）申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

（7）申込単位

販売会社または委託会社の照会先にお問合せください。

委託会社の照会先

＜あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社 お客様デスク＞

電話番号：03-6230-9011

受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時

ホームページアドレス：www.igam.co.jp/

（8）申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払ください。

（9）受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込の受付を中止すること、および既に受付けた取得の申込の受付を取消することができます。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

2【換金（解約）手続等】

< 解約請求による換金 >

（１）解約の受付

販売会社の営業日に受付けます。

（２）取扱時間

原則として、午後３時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱となります。

（３）解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問合せください。

- ニューヨークの銀行休業日
- ニューヨーク取引所の休業日

（４）解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基つき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限（１億口または１億円以上の解約は、正午まで）を行う場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

（５）解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・ 基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問合せください。

委託会社の照会先

< あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社 お客様デスク >

電 話 番 号：０３－６２３０－９０１１

受 付 時 間：委託会社の営業日の午前９時～午後５時

ホームページアドレス：www.igam.co.jp/

（６）手取額

１口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

（７）解約単位

１口単位

販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

（８）解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して６営業日目からお支払します。

（９）受付の中止および取消

- ・ 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受付けた解約請求の受付を取消することができます。
- ・ 解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受付けることができる日とします。）に解約請求を受付けたものとして取扱います。

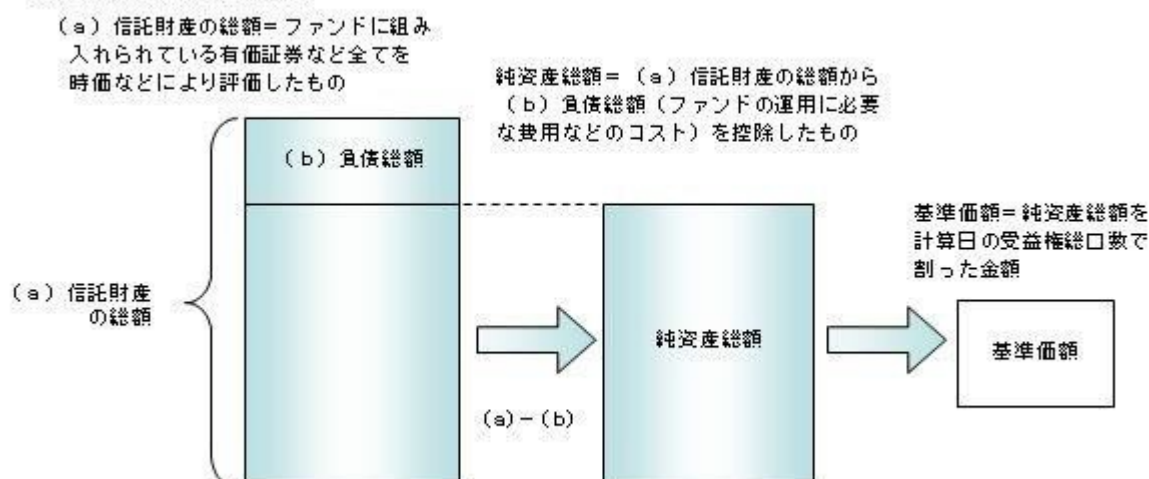
3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

<主な資産の評価方法>

投資信託証券

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問合せください。

委託会社の照会先

<あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社 お客様デスク>

電話番号：03 - 6230 - 9011

受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時

ホームページアドレス：www.igam.co.jp/

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

2022年11月28日までとします（2013年9月3日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（４）【計算期間】

毎年2月28日から5月27日、5月28日から8月27日、8月28日から11月27日、11月28日から翌年2月27日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

（５）【その他】

信託の終了（繰上償還）

- １）委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ）受益者の解約により受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
 - ロ）繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ハ）やむを得ない事情が発生したとき
 - ２）この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
 - ３）委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ）この信託が主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる場合
 - ロ）信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
 - ハ）監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ニ）委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
 - ホ）受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
 - ヘ）この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき
- ４）繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

償還金について

- ・償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日まで）から受益者に支払います。
- ・償還金の支払いは、販売会社において行われます。

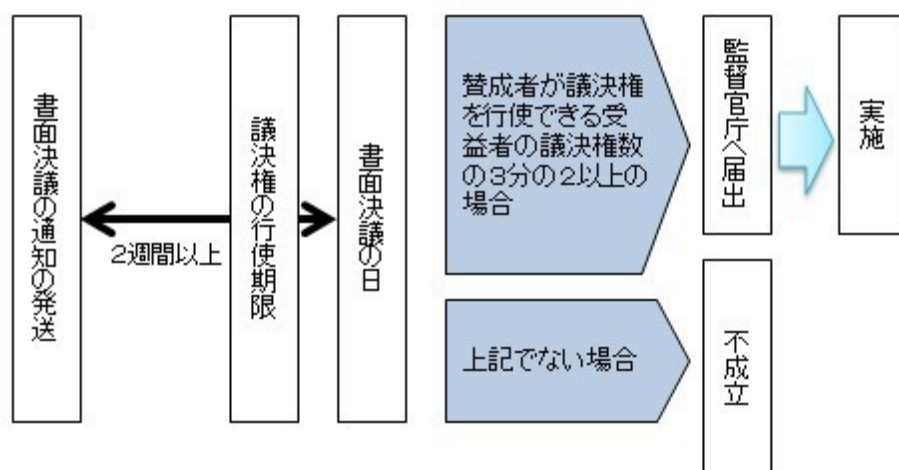
信託約款の変更など

- １）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- ２）この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- ３）委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

書面決議

- １）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の２週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- ２）受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- ３）書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行ないます。
- ４）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- ５）当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- ６）当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受付ません。

＜書面決議の主な流れ＞



公告

公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページアドレスwww.igam.co.jp/

なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

- ・委託会社は、年2回（2月、8月）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページアドレスwww.igam.co.jp/

関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前（または60日前）までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

- 1．他の受益者の氏名または名称および住所
- 2．他の受益者が有する受益権の内容

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- （１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- （２）当ファンドの計算期間は、６ヶ月未満であるため、財務諸表は６ヶ月ごとに作成しております。

- （３）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間(2019年２月28日から2019年８月27日まで)の財務諸表について、イデア監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

米国・シェールMLP・高配当株ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

区分	前期 (2019年2月27日現在)	当期 (2019年8月27日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	907,593	-
コール・ローン	13,050,800	12,224,176
投資信託受益証券	1,246,898,191	1,169,235,569
未収入金	13,000,000	15,000,000
流動資産合計	1,273,856,584	1,196,459,745
資産合計	1,273,856,584	1,196,459,745
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	7,649,427	7,266,566
未払解約金	1,236,950	5,930,497
未払受託者報酬	132,753	134,493
未払委託者報酬	3,650,662	3,698,478
未払利息	35	33
その他未払費用	9,456,266	3,390,918
流動負債合計	22,126,093	20,420,985
負債合計	22,126,093	20,420,985
純資産の部		
元本等		
元本	1,529,885,520	1,453,313,320
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	278,155,029	277,274,560
(分配準備積立金)	349,946,199	356,025,683
元本等合計	1,251,730,491	1,176,038,760
純資産合計	1,251,730,491	1,176,038,760
負債純資産合計	1,273,856,584	1,196,459,745

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

区分	前期	当期
	自 2018年 8 月28日 至 2019年 2 月27日	自 2019年 2 月28日 至 2019年 8 月27日
営業収益		
受取配当金	65,162,784	51,683,646
受取利息	22	25
有価証券売買等損益	97,887,134	35,662,622
営業収益合計	32,724,328	16,021,049
営業費用		
支払利息	6,135	4,373
受託者報酬	279,470	268,798
委託者報酬	7,685,361	7,391,845
その他費用	17,513,435	4,826,651
営業費用合計	25,484,401	12,491,667
営業利益又は営業損失()	58,208,729	3,529,382
経常利益又は経常損失()	58,208,729	3,529,382
当期純利益又は当期純損失()	58,208,729	3,529,382
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	911,035	1,495,410
期首剰余金又は期首欠損金()	219,101,261	278,155,029
剰余金増加額又は欠損金減少額	13,867,033	13,741,901
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額	13,867,033	13,741,901
剰余金減少額又は欠損金増加額	130,384	173,164
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額	130,384	173,164
分配金	15,492,723	14,722,240
期末剰余金又は期末欠損金()	278,155,029	277,274,560

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期 自 2019年2月28日 至 2019年8月27日
有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期 (2019年2月27日現在)	当期 (2019年8月27日現在)
1. 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 1,616,786,470円 期中追加設定元本額 779,780円 期中一部解約元本額 87,680,730円	期首元本額 1,529,885,520円 期中追加設定元本額 978,952円 期中一部解約元本額 77,551,152円
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は278,155,029円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は277,274,560円です。
3. 特定期間末日における受益権の総数	1,529,885,520口	1,453,313,320口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	前期 自 2018年8月28日 至 2019年2月27日	当期 自 2019年2月28日 至 2019年8月27日
分配金の計算過程	(2018年8月28日から2018年11月27日までの計算期間)	(2019年2月28日から2019年5月27日までの計算期間)
費用控除後の配当等収益額	23,262,410円	20,687,687円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	12,190,632円	11,728,348円
分配準備積立金額	334,898,859円	341,014,730円
当ファンドの分配対象収益額	370,351,901円	373,430,765円
当ファンドの期末残存口数	1,568,659,347口	1,491,134,897口
1万口当たり収益分配対象額	2,360.94円	2,504円
1万口当たり分配金額	50円	50円
収益分配金金額	7,843,296円	7,455,674円
	(2018年11月28日から2019年2月27日までの計算期間)	(2019年5月28日から2019年8月27日までの計算期間)
費用控除後の配当等収益額	16,010,597円	18,188,758円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	11,963,487円	11,591,882円
分配準備積立金額	341,585,029円	345,103,491円
当ファンドの分配対象収益額	369,559,113円	374,884,131円
当ファンドの期末残存口数	1,529,885,520口	1,453,313,320口

1 万口当たり収益分配対象額	2,415.59円	2,580円
1 万口当たり分配金額	50円	50円
収益分配金金額	7,649,427円	7,266,566円

(金融商品に関する注記)

項目	前期	当期
	自 2018年 8月28日 至 2019年 2月27日	自 2019年 2月28日 至 2019年 8月27日
1. 金融商品の状況に関する事項	・金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 ・金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(有価証券に関する注記)」に記載しております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。 ・金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においてはリスク管理に関する委員会を設け、信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニタリングを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への管理を行っております。 ・金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	・金融商品に対する取組方針 同左 ・金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 ・金融商品に係るリスク管理体制 同左 ・金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左
2. 金融商品の時価等に関する事項	・貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 ・時価の算定方法	・貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左 ・時価の算定方法

	投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
--	--	----

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 自 2018年 8 月28日 至 2019年 2 月27日	当期 自 2019年 2 月28日 至 2019年 8 月27日
	損益に含まれた評価差額(円)	損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	2,706,767	37,002,761
合計	2,706,767	37,002,761

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

項目	前期 (2019年 2 月27日現在)	当期 (2019年 8 月27日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり)	0.8182円 (8,182円)	0.8092円 (8,092円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	L M・アメリカ高配当株ファンド(毎月分配型)(適格機関投資家専用)	1,405,225,274	1,134,859,931	
	ユナイテッド日本債券ベビーファンド(適格機関投資家向け)	32,914,246	34,375,638	
合計		1,438,139,520	1,169,235,569	

(注)投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2019年8月30日現在です。

【純資産額計算書】

資産総額	1,203,996,075円
負債総額	280,352円
純資産総額(-)	1,203,715,723円
発行済口数	1,453,474,575口
1口当たり純資産額(/)	0.8282円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

2019年8月末現在の委託会社の資本金の額：	330,000,000円
委託会社が発行する株式総数：	8,000株
発行済株式総数：	7,280株
最近5年における資本金の額の増減：	2014年9月12日に55,000,000円の増資
	2015年2月27日に160,000,000円の増資
	2016年3月25日に1,420,000,000円の減資
	2016年9月29日に25,000,000円の増資
	2016年12月28日に35,000,000円の増資
	2017年2月24日に42,500,000円の増資
	2017年3月27日に102,500,000円の減資
	2017年12月25日に25,000,000円の増資
	2018年2月26日に85,000,000円の増資
	2018年3月26日に50,000,000円の増資
	2018年12月27日に100,000,000円の減資
	2018年12月27日に120,000,000円の増資
	2019年3月26日に50,000,000円の増資

(2) 委託会社等の機構

2019年8月末現在、委託会社の機構は次のとおりとなっております。

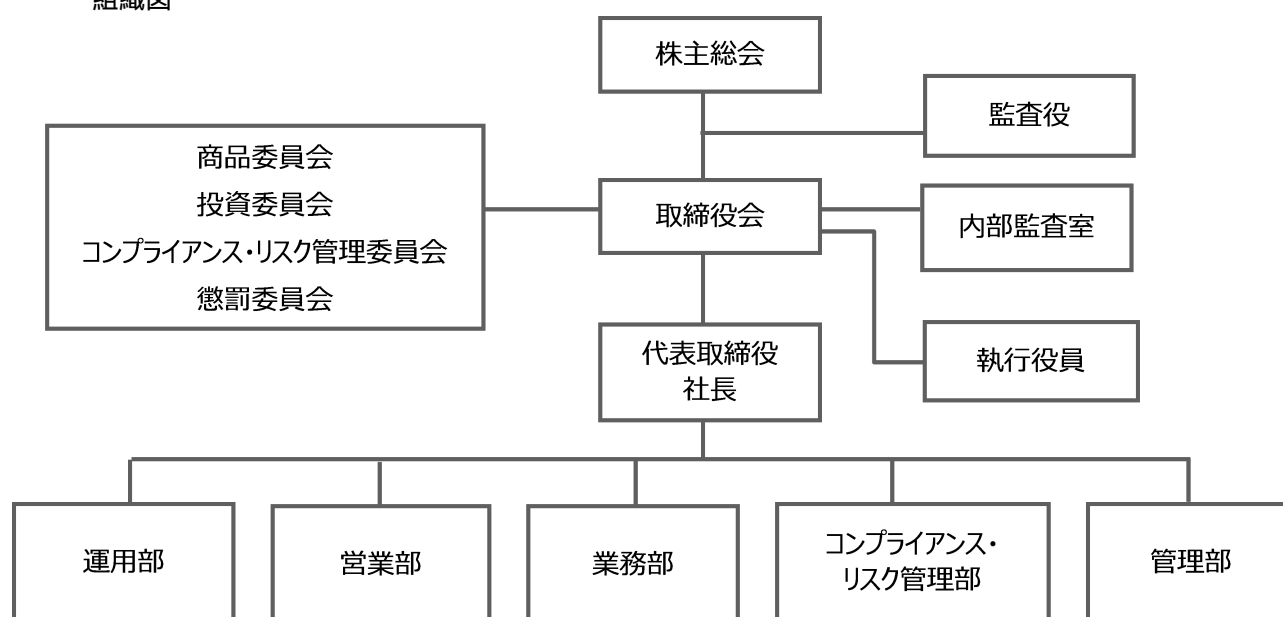
・取締役会

当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行について監督します。3名以上7名以内の取締役で構成され、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までを任期とします。取締役会はその決議をもって、取締役社長を定めます。

・各種委員会

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。取締役会の下部機構として商品委員会、投資委員会、コンプライアンス・リスク管理委員会および懲罰委員会が設置されています。

組織図



2019年8月末現在

投資運用の意思決定機構

1. 投資委員会において、運用部が策定した運用方針・運用計画に関する協議・決定を行います。また、コンプライアンス・リスク管理委員会から提言があった場合には、運用方針・運用計画の見直し方策に関する協議・決定を行います。

投資委員会は、代表取締役社長、運用部の責任者、ファンドマネージャーおよび投資判断者、業務部の責任者、コンプライアンス・リスク管理部の責任者、コンプライアンス責任者で構成し、原則として月次で開催されます。

2. 運用部のファンドマネージャーは、投資委員会において決定された運用方針・運用計画に基づいて、資産配分・銘柄選択を決定し売買に関する指図を行い、トレーディング担当者は、これに基づき、売買の執行および取引内容の確認を行います。

3. コンプライアンス・リスク管理委員会において、コンプライアンス・リスク管理部による運用実績評価・パフォーマンス分析に基づき、運用状況の検証を行います。また、必要に応じ、運用方針・運用計画の見直しを投資委員会に提言します。

コンプライアンス・リスク管理委員会は、運用部、営業部、業務部、コンプライアンス・リスク管理部等の各責任者、コンプライアンス責任者等で構成し、原則として月次で開催されます。

2019年8月末現在

2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資信託の運用および投資一任契約に基づく運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部および投資助言業務を行っています。
- ・2019年8月末現在、委託会社が、運用する投資信託(総ファンド数6本、純資産総額4,375百万円。ただし、親投資信託は除きます。)は以下のとおりです。

ファンドの種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	6	4,375
単位型株式投資信託	0	0
合計	6	4,375

純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

委託会社であるあいグローバル・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第20期事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の財務諸表について、イデア監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年 3 月31日)	当事業年度 (2019年 3 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	94,198	138,357
前払費用	6,044	5,093
未収入金	1 59,673	-
未収委託者報酬	15,117	3,197
未収収益	7,735	37
立替金	40,266	4,751
未収消費税等	5,302	7,114
流動資産合計	228,338	158,552
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備（純額）	0	0
器具備品（純額）	2 0	2 0
有形固定資産合計	0	0
固定資産合計	0	0
資産合計	228,338	158,552
負債の部		
流動負債		
預り金	4,129	4,915
未払金	17,127	4,915
未払手数料	8,567	1,797
未払費用	991	1,616
未払委託調査費	907	-
未払法人税等	1,786	3,779
流動負債合計	33,509	17,025
固定負債		
資産除去債務	3,200	-
固定負債合計	3,200	-
負債合計	36,709	17,025
純資産の部		
株主資本		
資本金	260,000	330,000
資本剰余金		
資本準備金	25,000	75,000
その他資本剰余金	323,456	6,629
資本剰余金合計	348,456	81,629
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	416,826	270,101
利益剰余金合計	416,826	270,101
株主資本合計	191,629	141,527
純資産合計	191,629	141,527
負債・純資産合計	228,338	158,552

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年 4 月 1 日 至 2018年 3 月31日)		当事業年度 (自 2018年 4 月 1 日 至 2019年 3 月31日)	
営業収益				
委託者報酬		121,193		28,061
投資助言報酬		10,954		-
運用受託報酬		1,790		227
営業収益合計		133,938		28,289
営業費用				
支払手数料	1	60,236		13,901
広告宣伝費		-		2,725
調査費		32,465		22,923
委託調査費		9,537		145
図書費		265		246
委託計算費		742		364
通信費	1	1,826		2,654
印刷費		3,393		2,579
諸会費		1,954		1,863
営業費用合計		110,422		47,404
一般管理費				
給料・手当		136,028		140,043
役員報酬		19,180		24,100
租税公課		5,574		5,504
不動産賃借料		10,499	1	18,301
退職給付費用		3,805		172
消耗器具備品費		2,283	1	6,218
機器賃借料		9,925		8,648
法律専門家報酬		4,036		1,083
新人採用費		-		2,295
業務委託費	1	44,020		32,916
諸経費		33,080	1	17,595
一般管理費合計		268,434		256,879
営業損失		244,918		275,994
営業外収益				
為替差益		47		752
その他営業外収益		49		31
営業外収益合計		96		783
営業外費用				
支払利息	1	2,106	1	608
その他営業外費用		44		28
営業外費用合計		2,150		636
経常損失		246,972		275,847
特別利益				
受贈益		-		17,038
特別利益合計		-		17,038
特別損失				
移転費用		-		4,450
減損損失		-	2	6,332
特別損失合計		-		10,782
税引前当期純損失		246,972		269,591
法人税、住民税及び事業税		59,383		510
当期純損失		187,588		270,101

--

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
					繰越利益 剰余金			
当期首残高	100,000	-	323,456	323,456	229,237	229,237	194,218	194,218
当期変動額								
増資	160,000	25,000		25,000			185,000	185,000
当期純損失（　）					187,588	187,588	187,588	187,588
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								-
当期変動額合計	160,000	25,000	-	25,000	187,588	187,588	2,588	2,588
当期末残高	260,000	25,000	323,456	348,456	416,826	416,826	191,629	191,629

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
					繰越利益 剰余金			
当期首残高	260,000	25,000	323,456	348,456	416,826	416,826	191,629	191,629
当期変動額								
増資	170,000	50,000		50,000			220,000	220,000
減資	100,000		100,000	100,000			-	-
欠損填補			416,826	416,826	416,826	416,826	-	-
当期純損失（　）					270,101	270,101	270,101	270,101
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								-
当期変動額合計	70,000	50,000	316,826	266,826	146,724	146,724	50,101	50,101
当期末残高	330,000	75,000	6,629	81,629	270,101	270,101	141,527	141,527

[重要な会計方針]**１．固定資産の減価償却の方法****（１）有形固定資産**

定率法を採用しております。

２．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

３．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項**（１）消費税等の会計処理**

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

（２）連結納税制度の適用

当社の親会社であった日本アジアグループ株式会社を連結親法人とする連結納税制度を適用していましたが、当社の直接の親会社であった日本アジアファイナンシャルサービス株式会社が当社株式を2018年5月31日付で売却したことにより、連結完全支配関係を有しなくなったため、連結納税制度の適用を取りやめております。

（表示方法の変更）**（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用）**

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。なお、これによる影響はありません。

（損益計算書）

前事業年度において、「一般管理費」の「諸経費」に含めて表示していた「業務委託費」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

これに伴い、前事業年度の損益計算書において、「一般管理費」の「諸経費」に表示していた44,020千円は、「業務委託費」44,020千円として組み替えております。

〔注記事項〕

（貸借対照表関係）

前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次の通りであります。 未収入金 59,673千円	1 -
2 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 器具備品 37千円	2 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 器具備品 37千円

（損益計算書関係）

前事業年度 (自 2017年 4 月 1 日 至2018年 3 月31日)	当事業年度 (自 2018年 4 月 1 日 至2019年 3 月31日)						
1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次の通りであります。 営業取引による取引高 10,670千円 営業取引以外の取引による 取引高 2,106千円	1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次の通りであります。 営業取引による取引高 11,781千円 営業取引以外の取引による 取引高 608千円						
2 -	2 当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しました。 <table><tr><th>場 所</th><th>用 途</th><th>種 類</th></tr><tr><td>本社(東京都港区)</td><td>事業用資産</td><td>器具備品、ソフトウェア</td></tr></table> 当社は、投資運用業を行う単一の事業を行っており、全体を一つのキャッシュ・フロー生成単位としてグルーピングしております。 継続的に営業損失を計上しており、投資額の将来の回収も見込めないため、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上（6,332千円）しております。その内訳は、器具備品3,900千円、ソフトウェア2,432千円であります。 なお、回収可能価額は使用価値（備忘価額）により測定しております。	場 所	用 途	種 類	本社(東京都港区)	事業用資産	器具備品、ソフトウェア
場 所	用 途	種 類					
本社(東京都港区)	事業用資産	器具備品、ソフトウェア					

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	6,470	370	-	6,840

（注）増加数の内訳は次のとおりであります。

株主割当増資（新株の発行）による増加 370株

当事業年度（自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	6,840	440	-	7,280

（注）増加数の内訳は次のとおりであります。

株主割当増資（新株の発行）による増加 440株

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、現状、資金運用については短期的な預金等を中心に行っております。また、銀行等金融機関からの借入による資金調達は行っておりません。当社は、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬及び未収収益並びに立替金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、経理規程に従い、常に取引先毎の残高を把握し、管理に万全を期す体制をとっております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2018年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額 ()	時 価 ()	差 額
(1) 現金及び預金	94,198	94,198	-
(2) 未収入金	59,673	59,673	-
(3) 未収委託者報酬	15,117	15,117	-
(4) 立替金	40,266	40,266	-
(5) 未払金	(17,127)	(17,127)	-
(6) 未払手数料	(8,567)	(8,567)	-

当事業年度（2019年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額 ()	時 価 ()	差 額
(1) 現金及び預金	138,357	138,357	-
(2) 未収委託者報酬	3,197	3,197	-
(3) 立替金	4,751	4,751	-
(4) 未払金	(4,915)	(4,915)	-
(5) 未払手数料	(1,797)	(1,797)	-

() 負債に計上されているものは、() で示しています。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 立替金、(4) 未払金、

(5) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2018年3月31日）

（単位：千円）

	1 年以内
現金及び預金	94,198
未収入金	59,673
未収委託者報酬	15,117
立替金	40,266
合 計	209,256

当事業年度（2019年3月31日）（単位：千円）

	1年以内
現金及び預金	138,357
未収委託者報酬	3,197
立替金	4,751
合 計	146,307

3. 金銭債務の決算日後の返済予定額

前事業年度（2018年3月31日）（単位：千円）

	1年以内
未払手数料	8,567
合 計	8,567

当事業年度（2019年3月31日）（単位：千円）

	1年以内
未払手数料	1,797
合 計	1,797

（有価証券関係）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

当社はデリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定拠出年金制度を採用しておりましたが、2018年5月30日付で廃止いたしました。

2. 退職給付費用に関する事項

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）	当事業年度 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）
確定拠出年金への掛金支払額	3,805	172
合 計	3,805	172

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(*2)	207,522	242,597
未確定債務	2,188	375
減損損失	2,171	2,179
資産除去債務	979	-
その他	157	66
繰延税金資産小計	213,019	245,218
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(*2)		242,597
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額		2,621
評価性引当額小計(*1)	213,019	245,218
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債	-	-
繰延税金資産の純額	-	-

(*1) 評価性引当額が32,199千円増加しております。この増加の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が35,074千円増加したことに伴うものであります。

(*2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度（2019年3月31日現在）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	4,097	82,575	-	71,127	-	84,796	242,597
評価性引当額	4,097	82,575	-	71,127	-	84,796	242,597
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳
税引前当期純損失を計上したため、記載しておりません。

（資産除去債務関係）

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1．資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
期首残高	3,200千円
その他の増減額（ は減少）	- 千円
期末残高	3,200千円

2．資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの
該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1．資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減

	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
期首残高	3,200千円
債務除去債務の履行による減少額	3,200千円
期末残高	- 千円

2．資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの
該当事項はありません。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

１．製品及びサービスごとの情報

損益計算書で委託者報酬及び運用受託報酬等区分して記載しております。

２．地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

有形固定資産の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

１．関連当事者との取引

（１）親会社等

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

（単位：千円）

種類	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	日本アジアグループ(株)	東京都千代田区	3,995百万円	投資事業	被所有 間接 100%	連結納税	連結納税に伴う受取予定額	59,673	未収入金	59,673
	日本アジアファイナンシャルサービス(株)	東京都中央区	70百万円	コンサルティングサービス	被所有 直接 100%	役員の兼任 業務委託	株主割当による新株発行 借入金利息 (注2) 業務委託費	185,000 2,106 9,600	- - -	- - -

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

２．市場金利を勘案して合理的に決定しております。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

種類	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権の 所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	iホールディングス(株)	東京都港区	70百万円	純粋持株会社	被所有 直接 60%	資金の 借入 増資 役員の 兼任	株主割当増資（注2）	72,000	-	-
							株主割当増資（現物出資） （注3）（注4）	60,000	-	-
							短期借入金 （注4）	100,000	-	-
							借入金利息 (注5)	608	-	-
	あい証券(株)	東京都港区	250百万円	証券業	被所有 直接 40%	資本取引 転貸借 契約	株主割当増資（注2）	88,000	-	-
							株主割当増資（注3）			
							不動産賃借料	11,299	-	-
							水道光熱費	368	-	-
							消耗器具備品費	64	-	-
							旅費交通費	49	-	-

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

２．株主割当による新株の発行を１株につき500千円で行ったものであります。

３．株主割当による新株の発行を１株につき500千円で行ったものであります。

４．借入の一部は上記（注3）株主割当増資における債権の現物出資の対象となっております。

５．市場金利を勘案して合理的に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

i ホールディングス㈱（非上場）

あい証券㈱（非上場）

（１株当たり情報）

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
１株当たり純資産額	28,016円	19,440円
１株当たり当期純損失金額	28,797円	37,101円

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、１株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２．１株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
当期純損失	187,588千円	270,101千円
普通株式に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純損失	187,588千円	270,101千円
普通株式の期中平均株式数	6,514株	6,905株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (2019年3月末現在)	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額 : 10,000百万円（2019年3月末現在）

事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (2019年9月末現在)	事業の内容
藍澤證券株式会社	8,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	48,323百万円	
おきぎん証券株式会社	500百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

(2) 販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用します。
- (2) 目論見書の表紙、表紙裏または裏表紙に、以下を記載することがあります。
- 委託会社の金融商品取引業者登録番号および設立年月日
 - ファンドの基本的性格など
 - 委託会社およびファンドのロゴ・マークや図案など
 - 委託会社のホームページや携帯電話サイトのご案内など
 - 目論見書の使用開始日
- (3) 目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
- 投資信託は、元金および利回りが保証されているものではない旨の記載。
- 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様が負う旨の記載。
- 「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨の記載。
- 「ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みください。」という趣旨の記載。
- 請求目論見書の入手方法（ホームページで閲覧、ダウンロードできるなど）についての記載。
- 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行なった場合にはその旨の記録をしておくべきである旨の記載。
- 「約款が請求目論見書に掲載されている。」旨の記載。
- 商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨の記載。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載。
- 有価証券届出書の効力発生およびその確認方法に関する記載。
- 委託会社の情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は、当該事項の記載。
- (4) 交付目論見書の投資リスクに、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
- ファンドの取引に関して、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨の記載。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
- (5) 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (6) 目論見書に約款を掲載し、有価証券届出書本文「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」「2 投資方針」の詳細な内容につきましては、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。
- (7) 投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用することがあります。
- (8) 目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

2019年6月19日

あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

イデア監査法人

指定社員

公認会計士 立 野 晴 朗

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているあいグローバル・アセット・マネジメント株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年10月25日

あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

イデア監査法人

指定社員

公認会計士 立 野 晴 朗

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている米国・シェールMLP・高配当株ファンドの2019年2月28日から2019年8月27日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、米国・シェールMLP・高配当株ファンドの2019年8月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。